



## 1 児童館等の利用料金における減免について

利用児童数見込(仮定)	低学年 10,329人 のうち 70% 高学年 10,970人 のうち 20%	}	合計 9,424人
(今後5年間のピーク時)			

### (1) 減免の対象者

所得減免	(ア) 生活保護受給世帯	0.28%	26人
	(イ) 市・県民税非課税世帯	1.89%	178人
	(ウ) 児童扶養手当受給世帯	5.17%	487人
	(エ) 上記以外の就学援助対象世帯	4.72%	445人
兄弟同時利用	(オ) 児童館等とプラザで、兄弟が登録	26.80%	2,526人

- (ア) 生活保護法に基づく。
- (イ) 地方税法に基づく市条例による。目安としては、夫婦と児童1人の世帯で、月18万円位の収入
- (ウ) 児童扶養手当法に基づく。児童ひとりの場合の受給額は、世帯の所得により 月約1万円 ~ 4万2千円で、平均3万6千円を受給している。
- (エ) 学校教育法に基づき、義務教育支援のための制度。対象世帯は、上記(ア)~(ウ)の他に事業税、国保料、国民年金保険料その他制度の減免対象も該当しており、学用品、修学旅行費、給食費等8区分を減免対象としている。

### (2) 減免の方法

- 一部減免...減免割合を設定
- 全額減免...減免対象者の負担額は、0円
- 所得減免と兄弟減免の割合を別に設定

		利用料			
		2,000円	3,000円	4,000円	
減免率	対象者負担額	25%	1,500円	2,250円	3,000円
		50%	1,000円	1,500円	2,000円
		75%	500円	750円	1,000円
		100%	0円	0円	0円

利用料及び減免率を検討するため、仮に示したもの

### (3) 減免制度についての検討項目

- 減免規定の設定の有無
- 減免規定の対象者 ... 対象範囲の設定
- 減免割合等 ...
  - ・減免率の設定
  - ・所得減免対象世帯が兄弟同時利用の場合の取り扱い

## 2 児童館等の延長料金の設定について

### (1) 延長希望の状況 平成19年3月に実施したアンケート結果（複数回答あり）

平日の閉館時間の延長を望む	30.20%
土曜日や長期休業時の開館時間を早めてほしい	27.00%
現状でよい	53.80%

### (2) 延長制度の考え方

平日	開館時間	閉館時間	延長	備考
現行	13:00	18:00	-	
方法	13:00	18:00	18:30	延長は30分間 この間を延長料金
方法	13:00	18:00	19:00	延長は1時間 この間を延長料金
方法	13:30	18:30	19:00	通常開設時間を繰り下げ、延長は30分

休業日	時間外	開館時間	閉館時間	延長	備考
現行	-	8:30	13:30	-	42館中、38館
			18:00	-	42館中、4館
方法	8:00	8:30	閉館時間について ・平日同様 ・18時で終了		延長は30分間 この間を延長料金
方法	7:30	8:30			延長は1時間 この間を延長料金
方法	7:30	8:00			通常開館時間を繰り上げ、延長は30分

「児童クラブ」は、現在のところ土曜日の開設はしない所もあるが、今後開設する方向で進める。

### (3) 延長料金の額の考え方

	メリット	デメリット
時間単位	・「何時までの勤務」等、細かく利用できる ので、保護者にとっては利用しやすい。	・各児童の時間把握事務が煩雑 ・請求ミスが発生しやすい。
日数単位	・「何曜日だけ残業」等、細かく利用できる ので、保護者にとっては利用しやすい。	・各児童の日数把握事務が煩雑 ・請求ミスが発生しやすい。
月単位	・保育園と同じ方法 ・請求事務が容易 ・前月申請等ができるので、職員体制の シフトを組みやすい。	・一律請求だと、利用日が少ない際は割 高感がある。

### (4) 延長料金制度についての検討項目

現在の時間の延長について	時間の設定
延長料金制の導入について	延長料金の額(単位)